

非上場株式等(贈与税)納税猶予適用チェックリスト(特例措置用)平成30年4月制定

貴社は、以下に掲げる中小企業に該当しますか？

チェック	チェックの内容	メモ
	経営承継円滑化法に掲げる中小企業者ですか？	資本金基準と従業員数基準があり、いずれかに該当すればよい。
	上場会社でないこと	
	風俗営業会社でないこと	
	資産保有型会社に該当しないこと	例外規定が別途あり、その基準に該当すればよい。
	資産運用型会社に該当しないこと	例外規定が別途あり、その基準に該当すればよい。
	総収入金額(売上高)が0を超えること	
	常時使用する従業員が1人以上であること	
	特別子会社(50%超の議決権を有する子会社)が、上場会社等法人や風俗営業会社でないこと	



貴社の先代経営者である贈与者は、以下に掲げる要件に該当しますか？

チェック	チェックの内容	メモ
	貴社の代表者であったことがありますか？	
	贈与までに代表権を返上することができますか？	贈与時に代表者でないことが条件ですが、取締役として残ることは可能です。
	贈与の直前で、贈与者及び同族関係者で50%超の議決権を保有されていますか？(代表者であった時点においてもこの要件を満たす必要)	
	贈与者及び同族関係者(後継者を除く)の中で、最も多くの議決権を有していますか？(代表者であった時点においてもこの要件を満たす必要)	



貴社の後継者である受贈者は、以下に掲げる要件に該当しますか？

チェック	チェックの内容	メモ
	貴社の代表権を有していますか？	
	20歳以上ですか？	
	役員就任後3年以上を経過していますか？	
	贈与を受けた結果、後継者及び後継者の同族関係者で50%超の議決権を保有することになりますか？	
	後継者が1人である場合、後継者及び後継者の同族関係者で最も多くの議決権を有することになりますか？	
	後継者が2人あるいは、3人の場合は、別途詳細に議決権数を検討する必要があります。(基本10%超、他の後継者を除き最大保有など)	

橘木 広司